

学校ホームページ開設ガイドライン

第1 趣旨

このガイドラインは、[「教育情報セキュリティ対策校内規定」](#)及び[「昭島市立学校ホームページ作成要領」](#)等に基づき、学校ホームページの作成及び公開に関する詳細を全職員で確認し、個人情報の取り扱いや著作権等を保護することを主たる目的としてまとめたものである。

第2 学校ホームページの目的と役割

- 1 学校の特色や教育活動を広く一般に公開し、教育の協働、改善・充実に資するものとする。
- 2 児童・保護者・地域等に対し、報告や連絡等、リアルタイムの情報提供の一つの手段とする。
- 3 教育活動や成果を公開することにより、児童の自己肯定感や自尊感情の醸成、意欲の喚起を図る。

第3 管理責任及び運営手順

- 1 学校ホームページの管理及び運営は、すべて校長の責務とする。
- 2 学校ホームページに掲載する原稿は、各担当等が起案し、校長が承認する。
- 3 学校ホームページの公開は、校長がアップロード作業を行い、その都度、適切に更新できているか否かを、複数の職員（校長、副校長、当該学年・分掌など）がブラウザ上で現認する。
- 4 その際、特に児童の写真、個人情報、著作権、リンクミスの4点に留意し、きめ細かく点検する。
- 5 公開した内容に何らかの問題が生じた場合は、校長は速やかに適切な対応を行う。

第4 関係法規等の遵守

- 1 昭島市個人情報保護条例等を遵守し、個人に関する情報（特定の個人を識別することができるもの）を保護し、個人の権利利益が損なわれないようにする。
- 2 著作権などの知的財産権、肖像権及びプライバシーの保護に関する法令等を遵守する。
- 3 Web上に「フリー素材」等を明記されている画像やイラスト等も、その根拠を確認し、関係法規等に抵触しないように留意する。

第5 学校ホームページの作成及び公開に関する留意事項

- 1 ホームページは不特定多数への公開となるため、個人を識別することができる情報は掲載しない。
例…氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、国籍、本籍、学歴、家庭状況、思想・信仰・信条、心身に関する情報、社会的差別の原因となる情報など。
- 2 ただし、本人及び保護者の承諾を得た上で、次の範囲で掲載できる。
 - ① 写真…児童の写真を使う場合は集合写真とし、個人が特定できないものとする。
無断転載等を避けるために、画像は250px以下、もしくは50KB以下とする。
 - ② 作品…教育上有益と校長が判断した児童の作品や作文等の活動の成果。
作品等の著作者名は、承諾を得た上で、イニシャルや匿名などとする。
- 3 常に最新で正確な情報を掲載するよう、内容を吟味し、作成年月日を明記し、適切に更新する。
- 4 その他、別途様式等を定め、必ず、本人及び保護者の承諾（紙面提出）を得ること。
例① 毎年度 [「学校ホームページ及び各種便りなどの情報発信や個人情報の取扱いについて」](#)
例② 毎年度 [「Fujimi Art Gallery Web の開設について」](#)
例③ 都 度 [「学校ホームページの掲載承諾書の事例」](#)